

学校における特別支援教育 及び 就学までの流れ

岐阜市教育委員会
学校指導課 特別支援教育係

1

今日の内容

- 1 特別支援教育とは
- 2 学校における特別支援教育の場
- 3 判定について
- 4 就学先決定までの流れ
- 5 望ましい就学先決定のために
- 6 Q & A

2

1 特別支援教育とは

1 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

3

4

1 特別支援教育とは

つまり・・・

発達に気がかりのある幼児児童生徒が、
一人一人に応じた支援・指導を受けることによって、
もっている力を最大限に伸ばし、
積極的に自立し社会参加できることをめざす

5

2 学校における特別支援教育の場

6

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

- ◆ 通常の学級
- ◆ 通級指導教室
(言語障がい、LD・ADHD等)
- ◆ 特別支援学級
(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

7

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、手厚く、きめ細やかな教育を行っています。

◆ 5つの障がい種に区分

視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱

1クラス定員6人：担任2人

8

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆ 視覚障がい

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高く、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものである。

→ 岐阜盲学校

◆ 聴覚障がい

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである。

→ 岐阜聾学校

9

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆ 肢体不自由

① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は著しく困難なものである。

② 上記の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものである。

- ○ 岐阜希望が丘特別支援学校 (市内全域) (肢体)
- ・ 羽島特別支援学校 (知・肢・病)
(国道21号線以南)
 - ・ 関特別支援学校 (肢・病)
(三輪中、藍川中、藍川北学園、藍東学園校区)
 - ・ 岐阜本巣特別支援学校 (知・肢・病)
(羽島、関特支の通学区域以外)

10

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆ 病弱

① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のものである。

② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものである。

- ○ 長良特別支援学校 (市内全域) (病弱)
- ・ 羽島特別支援学校 (知・肢・病)
(国道21号線以南)
 - ・ 関特別支援学校 (肢・病)
(三輪中、藍川中、藍川北学園、藍東学園校区)
 - ・ 岐阜本巣特別支援学校 (知・肢・病)
(羽島、関特支の通学区域以外)

11

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆ 知的障がい

① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のものである。

② 上記の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものである。

- ○ 岐阜市立岐阜特別支援学校 (市内全域) (知的)
- ・ 羽島特別支援学校 (知・肢・病)
(国道21号線以南)
 - ・ 中濃特別支援学校 (知的)
(三輪中、藍川中、藍川北学園、藍東学園校区)
 - ・ 岐阜本巣特別支援学校 (知・肢・病)
(羽島、中濃特支の通学区域以外)

12

2 学校における特別支援教育の場

特別支援学校における学習内容

○教科の学習

○自立活動

障がいによる種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加を養うための学習をする。

知的に発達の遅れがあると次の内容も取り扱う

○日常生活の指導

衣服の着脱、排せつ、食事など基本的な生活習慣の内容やあいさつ、時間を守るなど集団生活するうえでの内容について学習する。

○生活単元学習

生活に密着した活動、季節や行事にかかわる活動を通して、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する。

13

2 学校における特別支援教育の場

特別支援学校におけるカリキュラム

お子さんの障がいによって変わる

- 1：教科中心に学習を進める
(小学校に準ずる教育課程、下学年適用)
- 2：合わせた指導（「日常生活の指導」「生活単元学習」等を中心に学習を進める → 次ページ（例1））
- 3：「自立活動」を中心に学習を進める → 次ページ（例2）
- 4：教員が家庭や病院を訪問して、学習を進める
→訪問教育：病弱特別支援学校のみ

お子さんの状態に合わせ、学校と保護者が相談の上決定します。お子さんの状態によっては、変わることもあります（年度末）。

14

2 学校における特別支援教育の場

<時間割例>

(例1)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	生単	生単	算数	生単
3	図工	生単	特活	音楽	生単
4	日常生活の指導				
5	自立活動				
6	算数	自立	国語		

(例2)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	自立活動				
3	自立	自立	特活	自立	自立
4	日常生活の指導				
5	自立活動				
6	算数	自立	国語		

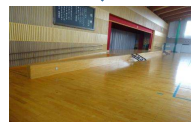
15

2 学校における特別支援教育の場

<校内環境>

体育館（病弱・肢体）

ステージが低くなっており、スロープが設置されています。車いすやバギー用に低く作られたゴールやネットもあります。



室内プール（病弱・肢体）

体が冷えないよう、温度管理されています。人工呼吸器等がぬれないよう、深さが考えられています。奥には、広いプール、横になって休憩をとる場もあります。



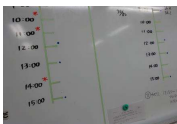
ランチルーム（病弱・肢体）

実態に応じて、食材を刻んだりミキサーにかけてりする二次調理の場があります。車いすやバギー用にカットされたテーブル、休憩をとる場所があります。

16

2 学校における特別支援教育の場

<教室環境>



体調管理ボード（病弱）

水分摂取、薬の摂取、排泄等をボードに記入します。体温や脈拍、呼吸等も必要に応じて記入し、どの職員にもお子さんの状態が分かるようにしています。

ロッカー（肢体）

車いすやバギーの高さに合わせて、設置されており、使いやすくなっています。



机・書見台（肢体）

車いすやバギーに合わせ、机がカットされています。視線の角度に合わせて、見ることができるよう書見台等必要に応じて準備されます。休憩をとるスペースも設定されています。

17

2 学校における特別支援教育の場

<教材教具>

創作教材：騎馬座位キヤスター（肢体）

児童生徒は、前方の棒につかまって騎馬座位姿勢で座ります。視野が広がります。教師は後ろに座り、児童生徒とベルトで固定し、床面を踏んで進みます。



色ぬりブラシ（肢体）

自分で色ぬりができるようにブラシにマジックテープを付け、手や腕に巻き付けて使えます。ブラシの他にスポンジや大きな筆等もあります。

操作を助ける補助具（肢体）

タブレット端末に対して直接入力に困難だったり、やり辛さを感じたりする子ども達が腕に巻きつける等して保持しやすくなっています。使用中も、タブレット端末の液晶画面と補助具の先端の接点が見えるので、自分の活動が分かりやすいです。



18

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

- ◆ 通常の学級
- ◆ 通級指導教室
(言語障がい、LD・ADHD等)
- ◆ 特別支援学級
(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

19

2 学校における特別支援教育の場

1クラス定員8人：担任1人

② 特別支援学級

障がいの状態や特性に配慮しながら、小学校に準じた教育を行います。きめ細かな対応ができるように、少人数の編成がされています。指導内容によっては、通常の学級の児童と一緒に学習することもあります。

◆知的障がい

・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難である程度のも

◆自閉症・情緒障がい

・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

20

2 学校における特別支援教育の場

◆肢体不自由

・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

◆難聴

・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

◆病弱

・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

21

2 学校における特別支援教育の場

<R8年度 特別支援学級設置校>

障がい種	小学校 (義務教育学校 前期課程)	中学校 (義務教育学校 後期課程)
知的障がい	4 4校 5 1学級	2 2校 2 9学級
自閉症・情緒障がい	4 5校 8 7学級	2 1校 4 0学級
肢体不自由	市橋小学校	精華中学校
病弱 (院内学級)	本荘小学校 長森北小学校 黒野小学校	本荘中学校 長森中学校 岐北中学校
難聴	明郷小学校	岐阜中央中学校

*該当障がい種の特別支援学級が居住地の学校に設置されていない場合は、自宅住所から一番近い学校へ通う。指定学校区変更届の手続きが必要。

22

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【知的障がい特別支援学級】

- 教科の学習
一人ひとりの実態に応じた内容
(下学年の内容も取り入れる)
- 生活単元学習
自立的な生活に必要な事柄を体験的・総合的に学習する。
教科等を合わせた指導
- 作業学習 (中学校)
- 自立活動

23

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱 特別支援学級】

基本的には通常の学級のカリキュラムと同じ

- 自立活動
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う。
 - ・心理的な安定
 - ・人間関係の形成
 - ・身体の動き
 - ・コミュニケーション など

24

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

- ◆ 通常の学級
- ◆ **通級指導教室**
(言語障がい、LD・ADHD等)
- ◆ 特別支援学級
(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】
(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

25

2 学校における特別支援教育の場

③ 通級指導教室
通常の学級に在籍している児童生徒に対して、概ね週1～3時間程度、障がいに応じた専門的な指導を行います。

【言語障がい通級指導教室】

○自立活動
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う

- ・正しい音の認知
- ・口腔機能を高める
- ・口の動き、舌の動き
- ・構音の改善
- ・コミュニケーション など

【LD・ADHD等通級指導教室】

○自立活動
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う

- ・他の感情理解、状況理解
- ・情緒の安定、行動調整
- ・人間関係の形成
- ・コミュニケーション
- ・視覚、聴覚、体幹等のトレーニング など

26

2 学校における特別支援教育の場

<R8年度 通級指導教室設置校>

	小学校	中学校
言語障がい	明郷小(4) 長良小(2) 柳津小	
LD・ADHD等	明郷小 徹明さくら小 華陽小 日野小 島小 三里小 加納西小 則武小(2) 長森南小 長森北小 常磐小 岩野田小 黒野小 茜部小(2) 鵜小(2) 七郷小	西郷小 市橋小(2) 鏡島小 厚見小(2) 長良西小(2) 早田小 合渡小 三輪南小 城西小 長良東小 長森西小 岩野田北小 長森東小 柳津小(2) 藍東学園(前期)
	★岐阜小 ★白山小 ★梅林小 ★本荘小 ★鷺山小 ★加納小 ★岩小 ★且格小 ★芥見小	本荘中 加納中 長森中 島中 岐北中 草洞中(2) ★岐阜清流中 ★岩野田中 ★精華中 ★三輪中 ★厚見中
	★巡回指導	

27

3 判定について

28

3 判定について

◆ **どんな判定があるの？**

- ・特別支援学校(該当障害種)で指導することが望ましい
(視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 知的障がい)
- ・特別支援学級(該当障害種)で指導することが望ましい
(知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由 難聴 病弱)
- ・通級指導教室(該当障害種)に通級することが望ましい
(言語障がい LD・ADHD等)
- ・通常学級で留意して指導する

29

3 判定について

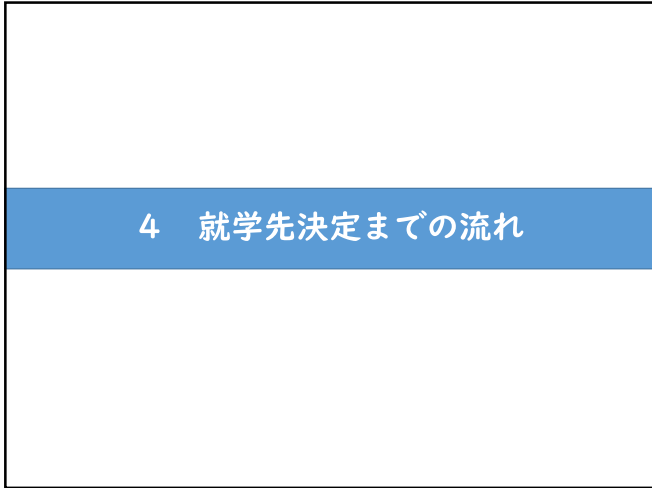
◆ **誰が**
岐阜市教育支援委員会 30名
学識者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、小・中・特別支援学校教員

◆ **いつ**
個別の就学相談会(10月末→委員会:11月4日)
※夏の就学相談会(6月中旬→委員会:7月21日)

◆ **どのような方法で**
「総合的判断」

- ・お子さんの状態
- ・教育上必要な支援の内容
- ・専門家の意見
- ・本人、保護者の意見
- ・地域における教育体制整備の状況

30



31

4 就学先決定までの流れ

岐阜市教育委員会 特別支援教育のホームページ

32

4 就学先決定までの流れ

5月25日・27日・28日 就学に関する学習会
5月～ 特別支援学校の学校見学会 申込：各特別支援学校へ保護者が各自で申し込む
6月17日・18日・19日・22日 夏の就学相談会 (支援を受けるにあたっての相談・特別支援学校希望者のみ判断可) 申込：岐阜市オンライン申請総合窓口サイトから、保護者が各自で申し込む
7～9月 特別支援学級の学校見学 申込：(幼児支援教室利用している方) 幼児支援教室担当者へ連絡 (幼児支援教室を利用していない方) 各小学校へ連絡

33

4 就学先決定までの流れ

8～9月 特別支援学校の教育相談 ※就学を希望する学校の教育相談が必須 申込：各特別支援学校へ保護者が各自で申し込む
9～10月 就学時健康診断 (健康診断と発達検査) ※新就学児全員が対象
10月20日・21日・22日・23日・26日・27日・28日・30日 個別の就学相談会 (支援の場についての個別相談) 申込：各小学校で実施される就学時健康診断のときに申込案内用紙を配付 岐阜市オンライン申請総合窓口サイトから、保護者が各自で申し込む
11月 支援の場についての判定
2～3月 入学・入級・通級先の決定

34

4 就学先決定までの流れ

◆ 夏の就学相談会 年長

期日	6月17日(水)、18日(木)、19日(金)、22日(月)
場所	岐阜市教育研究所
内容	<特別支援学校への就学にかかわる相談> ・お子さんの面談、保護者との個別相談 ※特別支援学校への就学希望児のみ ・一人50分程度 ・就学先の判定を出す(その後の判定の変更は不可) <特別な支援全般(特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等)にかかわる相談> ・一人15分程度
申込	岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が申し込む *各保育園・幼稚園・児童発達支援事業所等へ案内を送付 *学校指導課HP、広報ぎふ(5月15日号)に掲載
園訪問の実施	・夏の就学相談会へ申し込まれた方を対象 ・秋の個別の就学相談会までに、希望に応じて、市教委担当者が園等の参観を実施

35

4 就学先決定までの流れ

◆ 個別の就学相談会 年長

期日	10月20日(火)、21日(水)、22日(木)、23日(金) 26日(月)、27日(火)、28日(水)、30日(金)
場所	岐阜市教育研究所
対象	4月から特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室での支援を希望する年長児
目的	望ましい就学の場についての相談
内容	発達検査、様子の観察、保護者との懇談(約1時間30分)
申込	各小学校で実施される就学時健康診断にて、申込案内用紙を受け取る 就学時健康診断の際に小学校に「個別の就学相談会」への参加の意思を伝える 岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が申し込む

就学相談会の後「岐阜市教育支援委員会」にて審議し、判定を出します。
*この会に参加しないと4月から支援を受けることができません。

36

5 望ましい就学先決定のために

37

5 望ましい就学先決定のために

お子さんの姿で「必要な支援」を考える **年長** **年中**

- ・お子さん自身の苦手さ・困難さは何か。
- ・お子さんの苦手さや困難さをどの程度・どのように **補う必要があるのか**。=支援
- ・苦手さや困難さを補うことで、お子さんが安心して力を発揮することができる。
- ・そうすることで、お子さんが力を伸ばすことができる。

38

5 望ましい就学先決定のために

就学先の学校と繋がる **年長**

- ・どんな支援が受けられるのか。
- ・どんな子どもたちが通っているのか。
- ・学校の雰囲気
- ・先生方の様子 など

実際の学校を見る > 人から話を聞く

<学校見学会>

- ・特別支援学校… 6月～ 窓口 小学部主事
- ・小学校 … 7月～9月 窓口 教頭先生
- ＊7月上旬までに小学校には連絡

特別支援学校・小学校で悩んでいる場合は両方の見学を

39

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学校への就学を考える場合 **年長**

- ・「特別支援学校」に就学する場合は、就学を希望する特別支援学校の**教育相談を受ける必要があります**。
- ・11月末には就学する学校を確定するため、それまでに教育相談を行っているか確認をお願いします。
- ・特別支援学校により異なりますが、8～9月頃に教育相談を開始するところが多いです。10月～11月は混み合うようです。

40

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学級・通級指導教室を希望する **年長**
(視野に入れている) 場合

- ・学校見学会に参加してください。各小学校に**7月上旬までに申し込み**をしてください。(幼児支援教室を利用している方はエールぎふが取りまとめて申し込みます。)
- ・居住地の小学校が、教育委員会に対して設置の申請を7月末にします。そのために、**7月上旬までに特別支援学級や通級指導教室での支援を希望していること(視野に入れていること)**を**小学校に伝えてください**。
- ・具体的支援や配慮事項等については、是非学校と相談してください。

41

5 望ましい就学先決定のために

就学に向けてのポイント！

- ・お子さんの姿を知る。(現状、今後の成長の可能性)
- ・実際の学校(学級)を見学し、相談する。
- ・お子さんにとって、どの教育の場が適切なのかを、様々な立場の方に相談しながら一緒に考える。
- ・お子さんにとって、**本当に個別の支援が必要か、どの程度必要か**を考える。

42

6 Q & A

43

6 Q & A

Q 肢体不自由、病弱両方を併せ有している場合は？

自宅からの距離、医師の助言、必要とする医療的ケア、保護者の希望、先の見通しの内容等により判断する。

※両方の特別支援学校の「教育相談」を受け、検討する。

【確認事項】

昼間、呼吸器を使用している場合は、
基本的には「病弱特別支援学校」の判断

Q 子どもの成長に伴い、途中で学校を替えることはできる？

判断を替えること、学校を替えることは可能。

その際、岐阜市教育支援委員会で検討する。

転校は年度替わりが基本。

44

大切な一人ひとりの子どもたち

*必要な支援は？

*力を伸ばせる場は？

十分な相談をお願いします！

※不明な点、迷ったときは、市教委へ

45